

グループホーム花縁

運営規定

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

有限会社 花縁

（事業の目的）

第1条 有限会社花縁が開設するグループホーム花縁が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要支援2もしくは要介護状態にある認知症高齢者等に対する確かなサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立して、安全と尊厳のある日常生活を営むことができるように適切な支援を提供する。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域保険医療サービス又は福祉サービスとの密接な連携を図りサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 グループホーム花縁
- （2）所在地 苫小牧市澄川町4丁目3-5

（従業者の職種・員数及び職種内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者1～2名
管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- （2）計画作成担当者 各ユニット2名（うち1名は介護支援専門員）
サービスの目標、内容等を記載した認知症対応型共同生活介護サービス計画・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画作成を行う。
- （3）介護職員 14名以上
認知症対応型共同生活介護サービス計画・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画に従い必要な介護を行う。
- （4）事務員 1名（取締役兼務）
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護における事務全般を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は 18 名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入居者の心身の状態、状況に応じた自立支援
- (2) 食事、家事全般については、利用者、職員共同で行う
- (3) 行政機関に対する手続きの代行
- (4) 認知症対応型共同生活介護計画の作成
- (5) 家族との交流会の実施

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護が、法定代理受理事務である時はその利用者の負担割合とする。

前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払いを入居者またはその家族から受け取るものとする。

- (1) 食材料費 1,485 円 (1 日)
- (2) 家賃 43,000 円 (1 か月)
- (3) 光熱水費 20,000 円 (1 か月) ≪10 月～4 月の期間 30,000 円≫
家賃光熱水費に関しては、利用日数が 15 日を超えない場合は半額とし、15 日を超える場合は全額をお支払いいただきます。
- (4) 敷金 43,000 円 (家賃の 1 か月分)
敷金は契約期間中無利子にて預かり、契約終了後返還するものとする。但し契約終了時の居室の状態が、入居時の状態と著しく異なり破損等してた場合これをあてるものとする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者にご負担していただくことが適当と認められる費用。

*前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書(入居契約書)に署名(記名捺印)を受けるものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護または要支援 2 であって、認知症の状態にあり次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がない者。
- (2) 入居申込者の入居に対しては、主治医の診断書で認知症の状態を確認するものとする。
- (3) 入居申込者が入院治療を要するものであること、又は入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、速やかに他の施設等を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第10条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画を建てるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 相談(苦情)については、施設内に(苦情)受付ポストを設置し、あわせて解決責任者、受付担当者、相談(苦情)対応委員会を置き、入居者、ご家族からの相談(苦情)に対応いたします。

(身体拘束に関する事項)

第12条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- (1) 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- (2) 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(重度化への対応・看取りの指針に関する事項)

第13条 事業所は利用者が重度化し寝たきりや看取りの必要が生じた場合は、協力医療機関との連携により、医師・看護師・ご家族と協議の上、継続介護、他施設等への移動も含め、利用者に対して最善の方策を検討する。(その他看取りの指針参照)

(その他運営に関する留意事項)

- 第14条
- (1) 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務形態を整備する。
 - (2) 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
 - (3) 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - (4) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待に関する事項)

第15条 事業所は虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することとする。

(高齢者虐待防止に関する指針参照)

附 則

この規定は、2015年10月1日から施行する。

この規定は、2018年8月1日から施行する。

2020年2月より社名変更

この規定は、2021年1月15日から施行する。

この規定は、2024年4月1日から施行する。